

2021年9月28日

担保法制の見直しに向けた検討（6）に対する意見

日本労働組合総連合会
労働法制局長 富高 裕子

担保法制の見直しに関し、第7回部会資料に対し、労働者の労働債権保護の観点から以下の通り意見を申し上げます。

1. 「第2 集合動産を目的とする担保権の私的実行について」のうち、「2 実行後の再度実行の可否」、「3 集合物の一部について実行がされた場合の効果」などについては、労働債権をはじめとする一般債権に影響する論点だと考えておりますが、一般債権保護の観点からの議論が部会資料には見られません。

集合動産譲渡担保については、「在庫一切」という記載などで特定性を認めるなどの見解が示されている点において、第5回部会では引き当て財産確保の観点から大きな問題があると指摘してきたところです。加えて、再度実行等の権限まで認めることは、労働債権の回収等に大きな影響が及ぶと危惧しており、慎重な検討が必要と考えます。

2. これまでも、「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」（平成15年8月1日法律第134号）および、「破産法」（平成16年6月2日法律第75号）成立の際には、衆参両院で労働債権の優先順位に係る所要の見直しを行うこととする附帯決議がなされており、労働債権については担保付債権等との優先関係や調整に関する議論が必要であることが確認されています。

平成15年に終了した法制審議会担保・執行法制部会では、労働債権の取扱について論点整理および討議がなされていますが、当部会においては、以上の観点からの論点整理等はされていません。本部会でこれまで何度か述べて参りましたが、附帯決議を踏まえた労働債権保護に関する論点整理と討議が必要だと考えます。

以 上